



第24回会合における構成員等からのご意見

2021年3月30日
事務局

インターネット上の違法・有害情報を巡る諸外国の動向について

- 諸外国の状況を詳細に伺って、強く感じるものが3点ある。

1点目は、透明性を実現しようという意図の下に法規制と共同規制ができつつあるということ。国が直接その編集権を持つわけではなく、それぞれのSNSやプラットフォームに取り組んでいただく。そして、その透明性については、しっかり強力な制裁が規定されている。そのため、何を消すのかというのは国がやることだという考え方は、我々の考え方ではないですし、恐らくは欧州でも同じように考えられていると思う。DSAの中には、民間事業者の透明性確保義務が定められていたと思うが、前回、法務省からの説明について、プラットフォームに対して大きな影響を持つものなので、その情報も公開されるべきであって、政府も同じようにどういう削除要請をしたのかを公表すべきだと思う。

2点目は、共同規制であろうが、法規制であろうが、その制裁がきっちり定められているということ。資料5で各国の制度の比較があるが、12番の罰則のところだけ、日本のみバツになっているので、そこはグローバルスタンダードを考えたほうがいい。

3点目は政治広告。ここは透明性の問題ではないというふうに思っています。もちろんマス広告であれば、一つの表現ですので、透明性ということになるかと思うが、行動ターゲティング広告で政治広告をやることは話が違ふだろうと思う。それは、表現と言えるのかどうか疑わしい。広告だから表現ではないかと言われるかもしれないが、これは対象者の特性をふまえて、その人に特別に配信されるもの。これは言ってみれば、自宅訪問の政治活動や電話で政策説明をしているものと性質として変わらないと思う。一番重要なのは、パーソナルな、検証をされないコミュニケーションが可能であるという意味で、ターゲティング広告の政治広告は、表現と言っているのかどうか疑問である。むしろ、直接的コミュニケーションに近いのではないかと思うので、政治広告を行動ターゲティング広告で配信するのは、一律に禁止すべきだと思う。行動ターゲティング広告で、ある種のパーソナライズをSNSにおいて行うことが、トランプの垢BANや、パーラーの追放を招いているわけで、結局そうなったのは、どこかにエコーチェンバーやフィルターバブルという問題があったわけですから、やはりそういうこととの関係でも、特に、政治的文脈でのパーソナライズについては、厳しく見ていく必要があるだろうと思う。【森構成員】

インターネット上の違法・有害情報を巡る諸外国の動向について

- 法的規制のありようについて検討するに当たって、日本法でプラットフォームに報告を求める根拠となる法律が現状で何かあるのか気になるところ。特に、グローバルなプラットフォームに対して、電気通信事業法の一部の規定が適用されるという認識はあるが、報告義務などを課すような法律がないところが若干気になる。今後の自主的な規制を促すという仕組みであっても、外国事業者との接点が乏しいということについて、何か検討を進めていく必要があるのではないかということを実感した。【大谷構成員】
- ヨーロッパでは長い伝統があって、自主規制機関や共同規制の政府にとってもパートナーとなり得るような機関が認定されていたりという仕組みがあるようだが、翻って、我が国について見た場合、そういった機関がなかなか想定しづらい。法務省人権擁護機関は、非常に謙抑的な対応を取っていると思うし、それぞれの削除要請などについて理由があるものが多いと思うが、やはりそれを第三者が評価する仕組みを整えていかないと、なかなか法規制の導入も難しいのではないかと思う。そういった共同規制機関のようなものを育成する仕組みを、人材育成なども含めて、政府で取り組むべき項目の中に加えていく必要があるのではないかと思う。【大谷構成員】
- 各国とも透明性というものが極めて重視されている。そして、こういう分野における共同規制をつくるときに、しばしば言及されるキーワードが、透明性と救済、モニタリングの3つ。透明性は、森先生がおっしゃっていたとおり。救済は、まさしくこの文脈では、削除等に対する救済。そして、モニタリングは、大谷先生からもあった第三者によるモニタリングというところもあれば、欧州のデジタルサービス法で言えばデジタルサービス調整官やデジタルサービス会議が、公開された情報を真正性というところも含めてしっかりモニタリングしていく。あるいは救済メカニズムがちゃんと機能しているかということをしかりしていく。特に、ヨーロッパの透明性で重視されているPtoBレギュレーションでも、この3つのキーワードが大変重視されていて、この3つのトライアングルをどう考えていくかが大変重要になってくる。【生貝構成員】

インターネット上の違法・有害情報を巡る諸外国の動向について

- デジタルサービス法では、プラットフォーム事業者の規模に応じた規律、あるいはルールの在り方というものに分けて規定しているというものが非常に興味深く、重要だと思う。国民の非常に多くが利用していれば、そのリスクも大きい。そして、その規模がゆえに、実施できる対応というのも違ってくる。この共同規制的な制度設計をするに当たっても、この規模をどう図るかというのが大変重要である。【生貝構成員】
- 資料1の24ページに記載されているシステムック・リスクとその軽減措置について、まさしく情報を削除するわけではないが、様々なインターネット、SNSなどのサービスで生じるリスクを軽減することができる措置は、様々な形で、まさにこの研究会でも、様々な創意工夫を含めて、議論の対象になってきたところだと思う。こういうことを、まさにこれと必ずしも特定するわけではなく、全体的な方向性を示して、後押ししていくような共同規制の枠組みということも、今後、もし法的な措置を考えていくのであれば、視野に入れる必要があると感じた。【生貝構成員】
- この取組あるいは取組の透明性をしっかりしていくということが大事であるという点について、異論はなかったと思う。【穴戸座長】
- プラットフォーム事業者による削除等の対応の強化では、生貝構成員がおっしゃったような、救済が実効的になされているのかという観点が必要だと思う。【穴戸座長】

インターネット上の違法・有害情報を巡る諸外国の動向について

- 透明性アカウントビリティ確保についての制裁は、やはり事業者の規模に応じて、その遵守を確保し得る程度のものでなければいけない。【穴戸座長】
- 政治的な行動ターゲティング広告の規制については、今後の論点として検討していくということになると思う。【穴戸座長】
- 資料6のEU民主主義行動計画について、1ページ目の特徴の2ポツのところに、「メディアの自由の強化のために、ジャーナリストや市民社会を戦略的訴訟から守るためのイニシアチブを提示」とあり、ここは、今のところはあまりこの研究会では問題になっていないが、掲示板関係では、SLAPPの動向は既に現れているので、これも注意したほうがいいと思う。特に、このSLAPPは、弁護士が代理人となってやっていることなので、弁護士会に注意しろと提案していただくと、社会正義を標榜している関係で行動するのではないかと思う。みんなが発信できるようになった社会だが、それだけにSLAPPが非常に有効だということになるので、ここについても提案していくことが考えられる。【森構成員】
- 違法・有害情報の問題の一つがいわゆるフェイククラウド、フェイク群衆と言っているのか分からないが、問題を増幅していく一つの原因として、botによる拡散や、同一人物による複数アカウントの利用で、ある意味、炎上を水増しするようなところがあって、それがさらにその問題を増幅させているのかなとっていて、フェイクニュース、要するに、有害情報を増幅させるフェイククラウドの問題も重要。【山本構成員】

前回の事業者ヒアリング
について

- 透明性・アカウンタビリティの向上については、前回のヒアリングにおいて、かなり透明性が高いところ、それから、必ずしもその取組の状況、とりわけ日本国内でよく分からないことがあることを踏まえて、今後の透明性・アカウンタビリティの確保、ある種の共同規制的な、モニタリングを実効的に行っていくための国による施策を検討すべき段階に入っているのではないか。その中で、事業者からのヒアリングシートの提出というだけでなく、国において、例えば、法務省において把握している人権救済のための削除要請の数字も、事業者側と国側と両方を見ていくということで、しっかりやっていくべき。【宍戸座長】
- 前回、各社から資料を出していただいたが、あれを見て何をどう判断していいのかが正直分からない。いわゆるKPIが明確にあるわけではないことと、各社によって重点を置いているところも違っているので、これをきちんと出していただいて判断していくのが難しい。しかも、これが毎年出していただくとしても、時系列で、それはよくなったのか悪くなったのかの判断も非常に難しいと思っている。これに関して、やはり何らかの中立的な、公正な形で何らかの機関がないと難しいと感じた。【寺田構成員】
- COVID-19や、最近の事件を見ていると、個々のプラットフォームだけを見ても難しく、プラットフォームからプラットフォームへデータが移ったり、まとめサイトで広がったり、あるいはSNSはごく少数だったのに、それをマスメディアが取り上げて拡散したりなどといったことが非常に目立つ。単独のプラットフォームだけではなくて、もう少し実態としてそういった情報が回っていく姿というのを明確にして、それぞれで何をすべきかというのを考えていくようなモニタリングの仕組みが必要と感じた。【寺田構成員】
- これまでのヒアリングシートを拝見して、非開示項目が多く、歯がゆい思いをしている。非開示になる項目は大抵が日本に振り向けられているリソースなどで、大変残念。この部分の開示を促す仕組みがぜひ考えられないかと思う。また、コンテンツモデレーションは、大手の事業者は積極的に取り組まれているところだが、どのような基準でコンテンツモデレーションを行っていくのか、そこにどれだけのリソースを割くのか、またイノベーションの活発な分野ではあるが、そこに一定の研究開発の投資を呼び込むような施策も検討に含めていただきたい。【大谷構成員】

資料7について

- EUの民主主義行動計画は、今日の誹謗中傷も含めて、あるいは違法有害情報対策も含めて、重要な論点として、そもそものデジタル社会の民主主義において、市民のキャパシティビルディングをどうやっていくかということが、重要な関心としてあったように思う。誹謗中傷ということで言うと、プラットフォーム事業者による削除や、その責任の追及と救済という問題が当然あるが、資料7の6におけるICTリテラシーの向上といった啓発活動などについても、さらに深掘りをしたり、具体的に、何らかの形で評価できる仕組みというものがあるべきだと思う。【宍戸座長】
- 資料7の外側の問題として、プラットフォーム事業者だけではなく、全体的な誹謗中傷の取組の全体像を把握しなければいけないといった問題、あるいはプラットフォーム事業者と政府のコンタクトをしっかりと深めていかなければいけないといった問題は、全体の取組の検証・評価の前提として、しっかり今後の論点としておきたい。【宍戸座長】